

平成27年度

ツキノワグマ管理事業実施計画書(案)

ツキノワグマ	
県	1
白石市	2
蔵王町	3
七ヶ宿町	4
川崎町	5
仙台市	6
大和町	8
大衡村	9
大崎市	10
色麻町	11
加美町	12
栗原市	13

平成27年8月

宮城県環境生活部自然保護課

平成27年度ツキノワグマ管理事業実施計画

宮城県

H27計画	備考
<p>1 被害防除対策</p> <p>(1) 市町村における被害防止体制整備への支援、指導及び研修会の実施</p> <p>(2) 植栽木であるスギの皮剥ぎ被害対策等の情報提供を行う。</p> <p>(3) 出没位置の情報収集及びホームページでの情報提供</p> <p>(4) 農林業者に対し防護柵等設置の指導を行う。</p>	<p>農産園芸環境課</p> <p>林業振興課</p> <p>自然保護課 自然保護課</p>
<p>2 個体数管理</p> <p>(1) 有害鳥獣捕獲頭数の把握及び関係機関への情報提供 有害鳥獣捕獲頭数により狩猟の自粛要請を検討する。</p> <p>(2) 平成26年度実施した行動圏調査を継続する。</p>	<p>自然保護課</p> <p>自然保護課</p>
<p>3 生息環境管理</p> <p>(1) 緩衝帯設置の推進 水稲の被害削減のため水田周辺の除草作業や山林に接する耕作地での山林側の除草作業を推進する。</p> <p>(2) ツキノワグマ本来の生息区域である奥山の針葉樹人工林について、補助事業による間伐等の推進により針広混交林化を促すなど、多様性に富む森林環境を醸成する取組を支援する。</p> <p>(3) 樹木の結実状況等を林業技術総合センターや森林管理署等の協力を得て調査し、生息環境の変化がツキノワグマに与える影響を把握する。</p>	<p>農産園芸環境課</p> <p>森林整備課</p> <p>自然保護課</p>
<p>4 その他</p> <p>(1) 事業を円滑に実施するため「鳥獣被害防止特措法」に基づき、市町村鳥獣被害防止計画の策定を支援する。 (計画作成済み市町村 クマ対象 16市町村)</p> <p>(2) 鳥獣被害アドバイザー職員を養成し、地域での対策検討・実施支援を行う。</p> <p>(3) 生態及び被害防止対策に関する資料を作成し、ホームページ等を通じて普及啓発を図る。</p> <p>(4) 圏域単位での広域連携会議及び被害獣種別の連携会議において、被害状況や防除策等の情報交換、研修会の開催、広域連携での対策を実施し、被害を防止する。</p> <p>(5) 管理事業及び管理計画の見直しの検討等を行うため、次の会議を開催する。</p> <p>イ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会 管理計画の内容及び実行状況についての分析・評価等</p> <p>ロ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会 管理計画の作成、実行方法等についての検討、関係者の合意形成</p> <p>ハ クマ剥ぎ防止対策の実証試験を行う。被害発生林分において被害拡大傾向を調査する。</p>	<p>農産園芸環境課</p> <p>農産園芸環境課</p> <p>農産園芸環境課</p> <p>農産園芸環境課</p> <p>自然保護課</p> <p>林業技術総合センター</p>

平成27年度ツキノワグマ管理事業実施計画（市町村分）

白石市

H27計画	備考
<p>1 被害軽減目標</p> <p>(1) 面積(下段前年度実績)</p> <p style="text-align: right;">4.07 ha 4.52 ha</p> <p>(2) 金額(下段前年度実績)</p> <p style="text-align: right;">1,596 千円 1,773 千円</p> <p>(3) 作物 青刈りトウモロコシ, 果樹</p> <p>(4) その他 イ 電気柵設置総延長 167,602m (既設 122,602m+新規設置 45,000m)</p>	<p>10%減を目標とする。</p> <p>10%減を目標とする。</p> <p>農地を守るため電気柵の設置を推奨する。</p> <p>新規設置分についてはイノシシの計画より。クマの対策として有効だが、イノシシの対策として電気柵を設置している方が多く、厳密に分けることができないため、イノシシ対策としての設置を含む。</p>
<p>2 被害防除対策</p> <p>(1) 電気柵・防護柵の設置に対する補助を継続して行う。</p> <p>(2) 未収穫の作物を適正処理するよう農家へ指導を行う。</p> <p>(3) 目撃情報を地域に周知し注意・啓発を図る。</p> <p>(4) 有害個体の捕獲及び放獣。</p> <p>(5)</p>	
<p>3 生息環境管理</p> <p>(1) 青刈りトウモロコシの被害削減のため畑周辺の除草作業をする。</p> <p>(2) 山林に接する耕作地での山林側の除草作業を推進する。</p> <p>(3)</p>	
<p>4 その他</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	

平成27年度ツキノワグマ管理事業実施計画（市町村分）

蔵王町

H27計画	備考
<p>1 被害軽減目標</p> <p>(1) 面積(下段前年度実績)</p> <p style="text-align: right;">3.00 ha 5.63 ha</p> <p>(2) 金額(下段前年度実績)</p> <p style="text-align: right;">2,000 千円 2,585 千円</p> <p>(3) 作物 被害の多いデントコーン等を中心に電気柵や追い払い花火による被害防除を実施。</p> <p>(4) その他 人身被害ゼロ</p>	<p>基本的に2割軽減を目標とする。</p>
<p>2 被害防除対策</p> <p>(1) 電気柵, 耐用性隔障物の設置に対する補助を実施。</p> <p>(2) 生ゴミや農作物残渣を適正処理するよう農家へ指導。</p> <p>(3) 人身被害の未然防止のため, 又は被害対策防除措置を講じても農林業非該当防ぎきれない場合に捕獲を実施する。</p> <p>(4) 被害のあった農家等において追い払い花火による被害防除を実施。</p> <p>(5)</p>	<p>被害農家が自主防除対策を行っているにも関わらず被害にあっている場合に有害捕獲を実施する。</p>
<p>3 生息環境管理</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	
<p>4 その他</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	

平成27年度ツキノワグマ管理事業実施計画（市町村分）

七ヶ宿町

H27計画	備考
<p>1 被害軽減目標</p> <p>(1) 面積(下段前年度実績)</p> <p style="text-align: right;">0.10 ha 0.11 ha</p> <p>(2) 金額(下段前年度実績)</p> <p style="text-align: right;">350 千円 380 千円</p> <p>(3) 作物 果樹及びスイートコーン</p> <p>(4) その他 イ 電気柵設置総延長 0m ロ 人身被害ゼロ</p>	<p>七ヶ宿町鳥獣被害防止計画に基づき明記。 0.01ha減を目標とする</p> <p>七ヶ宿町鳥獣被害防止計画に基づき明記。 30千円減を目標とする</p> <p>ツキノワグマ単独としての電気柵設置は推奨しない。ツキノワグマのみの被害がほとんど無いために、サル、イノシシと併用しての電気柵の設置を推奨します。</p>
<p>2 被害防除対策</p> <p>(1) 電気柵の設置の推奨 (ニホンザル, イノシシと併用)</p> <p>(2) 電気柵講習会の開催 (ニホンザル, イノシシと併用)</p> <p>(3) 目撃情報を地域に周知し注意・啓発を図る。</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p>	<p>・電気柵の設置を促し, また, 管理についても指導を行っていく。町単独事業で電気柵に係る経費の3分の2の補助を行う。</p>
<p>3 生息環境管理</p> <p>(1) 放棄, 取り残し農作物の除去の指導</p> <p>(2) 農地周辺の除草作業の実施</p> <p>(3) 耕作放棄地の軽減</p> <p>(4) 山林に接する耕作地での山林側の除草作業の実施</p>	<p>・行政区長や防災無線等で周知を行う。</p>
<p>4 その他</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	

平成27年度ツキノワグマ管理事業実施計画（市町村分）

川崎町

H27計画	備考
<p>1 被害軽減目標</p> <p>(1) 面積(下段前年度実績)</p> <p style="text-align: right;">0.20 ha</p> <p style="text-align: right;">0.16 ha</p> <p>(2) 金額(下段前年度実績)</p> <p style="text-align: right;">176 千円</p> <p style="text-align: right;">126 千円</p> <p>(3) 作物 スイートコーン, 青刈りトウモロコシ, デントコーン</p> <p>(4) その他 イ 電気柵設置総延長 50ha ロ 人身被害ゼロ</p>	<p>・被害面積については平成26年度実績の0.3haの3割軽減を目標値として算出</p> <p>・被害金額については平成26年度実績の251千円の3割軽減を目標値として算出</p>
<p>2 被害防除対策</p> <p>(1) 電気柵の設置に対する補助を行う。</p> <p>(2) 目撃情報を広報やメールを使用し周知を図る。</p> <p>(3) 追払い花火を提供する。</p> <p>(4) 電気柵講習会を実施する。</p> <p>(5) 生ゴミや未収穫農作物を適正処理するよう農家へ指導</p> <p>(6) 新たな電気柵の考案及び設置をする。</p> <p>(7) モニタリング調査の実施</p> <p>(8) 有害個体の捕獲及び放獣</p>	
<p>3 生息環境管理</p> <p>(1) 水稻の被害防止のため水田周辺の除草作業をする。</p> <p>(2) 山林に接する耕作地での山林側の除草作業を推進する。</p> <p>(3)</p>	
<p>4 その他</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	

平成27年度ツキノワグマ管理事業実施計画（市町村分）

仙台市

H27計画	備考												
<p>1 被害軽減目標</p> <p>(1) 面積(下段前年度実績)</p> <p style="text-align: right;">0.25 ha 0.20 ha</p> <p>(2) 金額(下段前年度実績)</p> <p style="text-align: right;">366 千円 267 千円</p> <p>(3) 作物 野菜類, 水稻, 果樹, 養鶏等</p> <p>(4) その他 被害作物を対象に, 誘引要因の除去や電気柵の設置など, 自主防除の取り組みを支援することにより, 農作物被害の軽減や人身被害を防止することを目標とする。 ○ 電気柵設置総延長 123,645m以上 (既設 123,645m+新規設置は未定)</p>	<p>農作物被害は, 過去3カ年の平均を下まわることを目標とする。</p> <p>過去3年間の被害実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">面積(ha)</th> <th style="text-align: center;">金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H24</td> <td style="text-align: center;">0.50</td> <td style="text-align: center;">639</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td style="text-align: center;">0.02</td> <td style="text-align: center;">193</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td style="text-align: center;">0.20</td> <td style="text-align: center;">267</td> </tr> </tbody> </table> <p>左記の電気柵は, イノシシ, サル等各種鳥獣被害防止のためのものの総計</p>		面積(ha)	金額(千円)	H24	0.50	639	H25	0.02	193	H26	0.20	267
	面積(ha)	金額(千円)											
H24	0.50	639											
H25	0.02	193											
H26	0.20	267											
<p>2 被害防除対策</p> <p>(1) 出没情報が寄せられた際には現場調査を行い, 被害状況調査結果に基づき, 誘引要因物の除去, 防護柵の設置等対策に関する助言・指導を通して, 被害の低減及び未然防止に努める。ツキノワグマが恒常的に生息していると思われる地域以外, または特に被害発生が懸念される場所での出没情報が入った場合には特に迅速に現地調査を行う。</p> <p>(2) 対症療法的な対策とあわせて, 過去の被害事例の検証や行動範囲の調査・分析等を行い, その分析結果を基に出没の未然防止, 被害軽減及び人身被害防止対策について検討を行う。</p> <p>(3) 「仙台市メール配信サービス」により, 出没情報を迅速に発信し, 広く注意喚起及び情報提供に努める。</p> <p>(4) 住宅街に近い地域での出没等で人身被害が危ぶまれる場合には, 広報車による注意喚起にとどまらず, より具体的な対策を掲載したチラシの配布, 注意看板への追加情報の掲出により, 注意喚起の強化に努める。</p> <p>(5) 有害鳥獣捕獲については, 人身被害防止のため, 又は被害防除対策を講じてもなお, 農林業被害等が防ぎきれない場合に実施する。</p>													

H27計画	備考
<p>3 生息環境管理</p> <p>(1) 引き続き、柿や栗など果樹の早期収穫や不要木の伐採の必要性について、モデル事業の実施を通して普及・啓発を図る。</p> <p>(2) ツキノワグマの生態や適切な関わり方についてまとめたパンフレットの配布等により啓発を行い、事故の未然防止に努める。</p>	
<p>4 その他</p> <p>(1) 関係機関と連携し、学習放獣の可能性を探る。</p> <p>(2) ツキノワグマの出没地での対策が必要となった場合に備え、地権者や関係者と速やかに連絡を取り合うための体制整備を検討する。</p>	

平成27年度ツキノワグマ管理事業実施計画（市町村分）

大和町

H27計画	備考
<p>1 被害軽減目標</p> <p>(1) 面積(下段前年度実績)</p> <p style="text-align: right;">0.11 ha 0.27 ha</p> <p>(2) 金額(下段前年度実績)</p> <p style="text-align: right;">265 千円 422 千円</p> <p>(3) 作物 水稻, 果樹, 飼料作物, 野菜</p> <p>(4) その他 イ 電気柵設置総延長 3760m (既設 3760m) ロ 人身被害ゼロ</p>	<p>H25年度(0.16ha)比30%減を目標とする。</p> <p>H25年度(378千円)比30%減を目標とする。</p> <p>※ 大和町鳥獣被害防止計画の中で被害の軽減目標基準値を平成25年度としているもの。</p>
<p>2 被害防除対策</p> <p>(1) 電気柵の貸し出しを実施する。</p> <p>(2) 未収穫農作物を適正管理するよう農家へ指導する。</p> <p>(3) エサとなる作物の栽培計画の見直しを行う。</p> <p>(4) 目撃情報を防災無線により周知する。</p> <p>(5) 有害鳥獣捕獲については, 人身被害防止のため, 又は被害防除対策を講じてもなお, 農林業被害等が防ぎきれない場合に実施する。</p>	<p>平成26年4月1日から権限移譲</p>
<p>3 生息環境管理</p> <p>(1) 農作物収穫残渣の除去や追い払い花火などの導入により, 自衛体制を強化する。</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	
<p>4 その他</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	

平成27年度ツキノワグマ管理事業実施計画（市町村分）

大衡村

H27計画	備考
<p>1 被害軽減目標</p> <p>(1) 面積(下段前年度実績)</p> <p style="text-align: right;">1.00 ha</p> <p style="text-align: right;">0.00 ha</p> <p>(2) 金額(下段前年度実績)</p> <p style="text-align: right;">100 千円</p> <p style="text-align: right;">0 千円</p> <p>(3) 作物 水稻, 野菜, 果樹</p> <p>(4) その他</p>	<p>前年度計画及び前年度被害実績を参考に して面積及び金額を算出 ※ 被害実績は(少)ないが, 県内での被害拡 大傾向から左記のとおりとした。 【参考】前年度計画 面積 0.08ha 金額 80千円</p>
<p>2 被害防除対策</p> <p>(1) 生ごみや未収穫農作物を適正処理す るよう農家へ指導する。</p> <p>(2) 目撃情報を地域に周知し注意・啓発を 行う。</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p>	
<p>3 生息環境管理</p> <p>(1) 水稻の被害削減のため水田周辺の除 草作業をする。</p> <p>(2) 山林に接する耕作地での山林側の</p> <p>(3)</p>	
<p>4 その他</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	

平成27年度ツキノワグマ管理事業実施計画（市町村分）

大崎市

H27計画	備考
<p>1 被害軽減目標</p> <p>(1) 面積(下段前年度実績)</p> <p style="text-align: right;">1.10 ha 5.00 ha</p> <p>(2) 金額(下段前年度実績)</p> <p style="text-align: right;">793 千円 1,687 千円</p> <p>(3) 作物 デントコーン, スイートコーン他</p> <p>(4) その他 イ 電気柵設置総延長 24,000m (既設 23,200m+新規設置 800m) ロ 人身被害ゼロ</p>	<p>被害面積については8割減を目標とする。</p> <p>被害金額については5割減を目標とする。</p> <p>被害の確認があった際には、捕獲隊への見回りや有害捕獲依頼等、速やかな対応を行う。</p>
<p>2 被害防除対策</p> <p>(1) 電気柵の貸出を行う。</p> <p>(2) 目撃情報のホームページや広報による周知</p> <p>(3) 耕作地付近における除草作業を推進し死角の減少を図る。</p> <p>(4) 被害拡大防止のため目撃地付近へ看板等により注意・啓発を図る。</p> <p>(5) 捕獲については、人身被害の未然防止のため実施する。</p>	
<p>3 生息環境管理</p> <p>(1) 山林側との境界付近の除草作業により領域の明確化を図る。</p> <p>(2) 水稻被害抑制のため休耕地の除草作業の推進する。</p> <p>(3)</p>	
<p>4 その他</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	

平成27年度ツキノワグマ管理事業実施計画（市町村分）

色麻町

H27計画	備考
<p>1 被害軽減目標</p> <p>(1) 面積(下段前年度実績)</p> <p style="text-align: right;">37.60 ha 53.60 ha</p> <p>(2) 金額(下段前年度実績)</p> <p style="text-align: right;">452 千円 645 千円</p> <p>(3) 作物 水稻, 飼料作物, 果樹類</p> <p>(4) その他 人身被害ゼロ</p>	<p>平成26年度実績の3割減を目標値とする。</p>
<p>2 被害防除対策</p> <p>(1) 鳥獣被害対策等を盛り込んだチラシの配布</p> <p>(2) 有線放送による注意喚起</p> <p>(3) 箱わな等の捕獲機器材の導入</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p>	
<p>3 生息環境管理</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	
<p>4 その他</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	

平成27年度ツキノワグマ管理事業実施計画（市町村分）

加美町

H27計画	備考
<p>1 被害軽減目標</p> <p>(1) 面積(下段前年度実績)</p> <p style="text-align: right;">2.70 ha 3.01 ha</p> <p>(2) 金額(下段前年度実績)</p> <p style="text-align: right;">430 千円 483 千円</p> <p>(3) 作物 デントコーン・果実・野菜等</p> <p>(4) その他 イ 果実, 野菜等の未収穫放置を防止する。 ロ 電気柵設置補助の実施</p> <p> ハ 人身被害ゼロ</p>	<p>1割から2割の軽減を目標とする</p> <p>1割から2割の軽減を目標とする</p> <p>平成27年度補助予算額 700千円 平成22年度～平成26年度補助額 3,283千円</p>
<p>2 被害防除対策</p> <p>(1) 電気柵設置に対する補助を実施する。</p> <p>(2) 目撃情報を地域に周知し注意・啓発を図る。</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p>	<p>町鳥獣被害防止対策協議会助成事業を活用する。</p> <p>広報誌, HP等を活用する</p>
<p>3 生息環境管理</p> <p>(1) 山際耕作地での除草作業を推進する。</p> <p>(2) 果実, 野菜等の未収穫放置を防止する。</p> <p>(3)</p>	
<p>4 その他</p> <p>(1) 入山時の被害防止について周知する。</p> <p>(2) 町鳥獣被害対策協議会活動の周知する。</p> <p>(3)</p>	

平成27年度ツキノワグマ管理事業実施計画（市町村分）

栗原市

H27計画	備考
<p>1 被害軽減目標</p> <p>(1) 面積(下段前年度実績)</p> <p style="text-align: right;">0.80 ha 1.59 ha</p> <p>(2) 金額(下段前年度実績)</p> <p style="text-align: right;">530 千円 1,166 千円</p> <p>(3) 作物 水稻, デントコーン, 果樹</p> <p>(4) その他 イ 電気柵設置延長計画 なし ロ 人身被害ゼロ</p>	<p>栗原市鳥獣被害防止計画に基づき, 平成26年度被害数値の5割軽減を目標とし, 被害拡大を防止する。</p> <p>電気柵による被害防除を推奨することにより被害を軽減することを目標とする。</p> <p>野生獣による農産物被害防止対策として, 電気柵等購入者に対する購入費補助を実施しているが, 自主防除を行う個人が購入及び設置を行うため, 電気柵の設置実績管理はしておらず, 延長等の計画はない。</p>
<p>2 被害防除対策</p> <p>(1) 防護柵(電気柵等)設置の補助を行う。</p> <p>(2) 目撃情報を関係機関等及び地域に周知し, 人身被害又は農林業被害の未然防止のため注意・啓発を図る。</p> <p>(3) 人身被害の未然防止又は被害防除対策を講じても, 農林業被害等を防ぎきれない場合は有害個体の捕獲を実施する。</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p>	
<p>3 生息環境管理</p> <p>(1) 耕作地に接する山林側の除草を実施し, 生息域の適正管理に努める。</p> <p>(2) 誘引物となる果樹等の適正処理を市民へ指導する。</p> <p>(3)</p>	
<p>4 その他</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	